

## 富田林市立小・中学校への就学について

○富田林市立小・中学校に就学せず、国・府・私立学校等に就学される場合は、学校教育法施行令第9条により「入学承諾書」または「入学許可書」（「合格通知書」は不可）の提出が必要です。

就学予定の国・府・私立学校等から「入学承諾書」または「入学許可書」の発行を受けましたら、速やかに 教育委員会 教育指導室 学事係 または 金剛連絡所 へお届けください。

○住民登録地と実際の居住地が異なる場合、居住地の指定校に適正就学していただきます。

○学校教育法施行令第8条により、就学指定校について変更の申し立てが可能です。この場合、富田林市教育委員会で定める要件に基づいて検討の上決定いたします。

（例）

- ・ 中学校2年生、小学校5年生の3学期修了式以降の転居で、卒業まで従前の学校に就学することを希望する場合。
- ・ 各学期の途中での転居で、その学期末まで従前の学校に就学することを希望する場合。
- ・ 概ね6ヶ月以内に転居の予定があり、学期当初から転居予定区域の学校に就学することを希望する場合。
- ・ 住居の改築等のため、校区外に仮住まい（概ね6ヶ月間）をするが、引き続き現通学学校への就学を希望する場合。

※許可要件等の注意事項

☆通学可能な範囲であること（通学時間・距離等）

☆通学途中の安全については、保護者が責任を持つこと

上記いずれの場合も、教育委員会 教育指導室 学事係 までご相談ください。